


日野市パートナーシップ制度 利用手引き(案)



目次

	ページ
1. 用語について	1
2. 日野市パートナーシップ制度とは	1
3. 制度を利用できる方	1
4. 証明書等交付までの手続きの流れ	2
5. 宣誓に必要な書類	3
6. 交付する書類について	4
7. 宣誓後の各種手続きについて	5
8. 宣誓証明の取り消しについて	7
9. Q&A	7

問い合わせ先

日野市企画部平和と人権課

(住 所) 日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階
(電 話) 042-584-2733
(メール) danjyo@city.hino.lg.jp
(ファックス) 042-584-2748

*平日8:30~17:15(年末年始除く)



TRANSFORMING OUR WORLD
SDGs IN ACTION HINO



1. 用語について

(1) パートナー

人生を共に歩む伴侶のこと。

(2) パートナーシップ

互いをパートナーとし、互いの人権を尊重し、協力し合うことを約した継続的な2人の者の関係のこと。

2. 日野市パートナーシップ制度とは

パートナーシップにある2人が、市長に対しその関係を宣誓し、その内容が要件を満たしていると確認されたときに、日野市パートナーシップ宣誓証明書及び日野市パートナーシップ宣誓証明カード(以下、「証明書等」とします)を交付する制度です。

3. 制度を利用できる方

次の①～⑧の項目すべてに該当する方を対象とします。

① パートナーシップにあること。

② 満18歳に達していること。

③ 双方に配偶者がいないこと

④ 双方に相手方以外に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと

⑤ パートナー及び他の都道府県・市区町村が実施するパートナーシップ制度に類する制度のパートナーがいないこと。

⑥ 民法第734条(近親者間の婚姻の禁止)、735条(直系姻族間の婚姻の禁止)、第736条(養親子等の間の婚姻の禁止)に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

⑦ 次のいずれかに該当すること。

ア. 双方が、日野市内(以下、「市内」とします)に住所を有する。

イ. 一方が、市内に住所を有する。

ウ. 双方が市内に住所を有しない場合において、一方又は双方が宣誓日から3か月以内に市内に転入を予定している。

⑧ 一方又は双方が、多様な性の当事者(※)であること。

※一般的に「性的マイノリティ」、「LGBT」等といわれる当事者の方々について、「多様な性の当事者」という言葉で表現しています。

4. 証明書等交付までの手続きの流れ

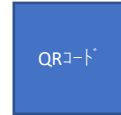
(1) 連絡フォームで宣誓手続きの予約(事前予約制)

プライバシー保護の観点から、事前予約制としております。平和と人権課に、メールもしくはファックスで連絡フォームを送付していただきます。

窓口での宣誓をご希望の場合は、日程等の調整が必要ですので、宣誓希望日の10日前(土日祝日、年末年始を除く)までに連絡フォーム(※)を送付してください。メールやファックスで、連絡フォームが送付できない場合は、ご相談ください。

<送付先>日野市企画部平和と人権課
メール danjyo@city.hino.lg.jp
ファックス 042-584-2748
電話 042-584-2733
*平日8:30~17:15(年末年始除く)

※連絡フォームは市ホームページから入手
できます。 ▶▶▶



<https://~~~~~>

(2) 連絡フォーム受領等の連絡

連絡フォームを受領したことを、平和と人権課から、メール等で連絡いたします。また、窓口での宣誓をご希望される場合、宣誓日を調整します。

(3) 宣誓(必要書類等の提出)

窓口もしくはご郵送で必要書類をご提出いただけます。

⇒ 必要書類は3ページ参照

【窓口】平和と人権課、市民窓口課、七生支所
【郵送先】〒191-0062
日野市多摩平2-9
多摩平の森ふれあい館2F
平和と人権課

(4) 証明書等の交付

ご提出いただいた宣誓書及び必要書類を確認し、宣誓された日から10日程度で証明書等を郵送いたします。

一方または双方が
日野市に在住している場合

有効期限のない証明書等を
交付します。

双方が日野市外在住で、一方もしくは双方が
3か月以内に日野市に転入予定の場合

6か月間の有効期限付きの
証明書等を交付します。

宣誓日から3か月以内に日野市へ転入し、証明書等の有効期限内に**変更届**をご提出ください。変更届の確認後有効期限のない証明書等を交付いたします。
⇒変更届は5ページ参照

5. 宣誓に必要な書類

(1) 必要書類

必要書類

日野市パートナーシップ宣誓書

* 平和と人権課窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページURL～

住民票

* 宣誓日にお住いの住所地の住民票で、宣誓日から3か月以内の交付日のものをご提出ください。

なお、日野市に住民登録がある方は提出不要です。【調整中】

戸籍個人事項証明書又は独身証明書

* 日本国籍の方はどちらか一方が必要です。日本国籍を有しない方は、現に婚姻していないことを証する書類とその翻訳が必要です。

本人確認書類

* (2) 本人確認書類をご確認ください。→3～4ページを参照

通称名(※)を使用される場合、その通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類(郵送物の宛名、社員証など)

※通称名とは、戸籍上の氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているものをいいます。

→詳しくは4ページの6. 交付する書類について参照

(2) 本人確認書類

「氏名及び住所」または「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

① 1枚の提示で足りるもの

個人番号カード(マイナンバーカード)

運転免許証

旅券(パスポート)

在留カード

特別永住者証明書

住民基本台帳カード(顔写真付き)

船員手帳

海技免状

小型船舶操縦免許証

猟銃・空気銃所持許可証

戦傷病者手帳

宅地建物取引士証

電気工事士免状

無線従事者免許証

認定電気工事従事者認定証

特種電気工事資格者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

運航管理者技能検定合格証明書

動力車操縦者運転免許証

教習資格認定証

警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

身体障害者手帳

療育手帳

運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。)

国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き)

② 2枚の提示で足りるもの

Aグループ *Aグループの書類2点で確認します。

- 国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 年金手帳
- 国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・又は恩給の証書
- 住民基本台帳カード(顔写真無し)
- 戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- 生活保護受給者証

Bグループ

*上記Aグループの書類1点とBグループの書類1点を組み合わせて確認します。Bグループの書類2点では本人確認できませんのでご注意ください。

- 法人が発行した身分証明書(顔写真付き)
- 学生証(顔写真付き)
- 高齢受給者証・限度額認定証などの各種医療証
- 国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書(顔写真付き)
- 預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード

6. 交付する書類について

提出された宣誓書等の確認後、宣誓書等の受理日から10日前後で下記の(1)、(2)の証明書を交付します。

(1) 日野市パートナーシップ宣誓証明書

パートナーシップ宣誓をしたことを証明するものです。 ⇒ 見本は5ページ参照

(2) 日野市パートナーシップ宣誓証明カード

パートナーシップ宣誓をしたことを証明する携帯用のカードです。

⇒ 見本は5ページ参照

*日野市へ3か月以内の転入予定者については、宣誓日から6か月を有効期限とした証明書等を交付します。

*通称名の使用について

通称名を使用して宣誓した場合、証明証等の表面の氏名欄に通称名が記載されます。この場合、裏面に戸籍上の氏名が併記されます。

通称名でご宣誓いただく場合は、3ページの5-(1)必要書類をご確認ください。また、証明書等の交付後に、新たに通称名を使用する場合は、5~6ページの7-(2)変更届の手続きが必要です。

(証明書 見本:A4サイズ)

第2号様式(第6条関係)

第 号

日野市パートナーシップ宣誓証明書

(本人) 氏名 年月日 (パートナー) 氏名 年月日

日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例の規定に基づき、上記の2人が 年 月 日 にパートナーシップ宣誓をしたことを証します。

交付日 年 月 日

日野市長 公印

(証明カード 見本:名刺サイズ)

第3号様式(第6条関係)

日野市パートナーシップ宣誓証明カード(案) 第 号

(本人) 氏名 (パートナー) 氏名

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例の規定に基づき、上記の2人が 年 月 日 にパートナーシップ宣誓をしたことを証明します。

交付日 年 月 日

日野市長 公印

7. 宣誓後の各種手続きについて

(1)再交付申請

証明書等を紛失、き損、汚損したことにより、再交付を希望する場合に必要な手続きです。

必要書類

日野市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

*市ホームページからダウンロードできます。

URL~

き損・汚損した証明書等 *紛失の場合を除き、ご提出ください。

本人確認書類

*3~4ページの5-(2)本人確認書類をご確認ください。

(2)変更届

氏名や有効期限など、証明書等の記載事項に変更があった場合に必要な手続きです。新たに証明書等に通称名の記載を希望する場合についてもご提出ください。

提出いただいた変更届等を確認後、変更後の内容の証明書等を交付します。なお、変更する内容により必要書類が異なります。

→変更内容に応じた必要書類は6ページ参照

<変更内容に応じた必要書類>

変更する内容	必要書類
戸籍上の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> □ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届 *市ホームページからダウンロードできます。 URL~ □ 戸籍個人事項証明書等 *氏名変更後のもので、変更届提出時から3か月以内の交付日のものをご提出ください。 □ 本人確認書類 *3~4ページの5-(2)本人確認書類をご確認ください。
通称名を変更する場合 又は、 新たに通称名を設定する場合	<ul style="list-style-type: none"> □ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届 *市ホームページからダウンロードできます。 URL~ □ 通称名を社会生活上日常的に使用していることが分かるもの *郵便物の宛名、社員証など □ 本人確認書類 *3~4ページの5-(2)本人確認書類をご確認ください。
双方が転入予定で宣誓し、宣誓日から3か月以内に日野市に転入した場合 *宣誓証明書等の有効期限内に手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> □ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届 *市ホームページからダウンロードできます。 URL~ □ お手持ちの証明書等 □ 本人確認書類 *3~4ページの5-(2)本人確認書類をご確認ください。 *証明書等の有効期限内に提出してください。書類審査後、有効期限のない証明書を新たに交付します。

(3)返還届

次の①~④のいずれかに該当するときに必要な手続きです。

- ①いずれか一方が死亡したとき
- ②パートナーシップを解消したとき
- ③双方が日野市内に住所を有しなくなったとき
- ④その他(上記の他1ページの「3.制度を利用できる方」に該当しなくなったとき、7ページの「8.宣誓証明の取り消し」に該当する場合など)

必要書類

□ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等返還届
*市ホームページからダウンロードできます。
URL~

□ 日野市パートナーシップ制度宣誓証明書、日野市パートナーシップ制度宣誓証明カード
*紛失の場合を除き、ご提出ください。

□ 本人確認書類
*3~4ページの5-(2)本人確認書類をご確認ください。

8. 宣誓証明の取り消しについて

次の(1)、(2)に該当する場合は、宣誓証明を取り消します。

(1)偽りその他不正な手段により、証明書等の交付を受けたとき。

(2)証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。

※宣誓証明が取り消された場合、市が通知する期日内に証明書等の返還がない場合は、日野市ホームページで証明書等の交付番号を公表します。

9. Q&A

Q1. 婚姻制度と日野市パートナーシップ制度の違いは何ですか。

婚姻は法律に基づくものですが、日野市パートナーシップ制度は、市の条例に基づくもので、法的効力はありません。

Q2. 戸籍や住民票への影響はありますか。

戸籍や住民票への影響はありません。

Q3. 宣誓手続きをするのにあたり、プライバシーは守られますか。

手続きは、プライバシー保護の観点から、事前予約制としております。

窓口での手続きの際に、個室などをご用意できますので、配慮して欲しいこと等ご要望について、「連絡フォーム」にてお知らせください。連絡フォームについては、2ページをご覧ください。

Q4. 宣誓するのに お金はかかりますか。

宣誓するのに、お金はかかりません。

ただし、宣誓の際に必要な戸籍などの書類を取得する際には、発行手数料がかかります。

Q5. 郵送による宣誓は可能ですか。

郵送での宣誓は可能です。郵送先は2ページの(3)をご覧ください。

Q6. 2人とも転入予定 の場合でも宣誓できますか。

お2人とも日野市外在住の場合において、どちらか一方もしくは双方が3か月以内に日野市に転入予定の場合、宣誓できます。

この場合、宣誓日から6か月を有効期限とした証明書等を交付いたします。どちらか一方、もしくは双方が宣誓日から3か月以内に転入し、証明書等に記載されている有効期限内に変更届をご提出いただくと、改めて有効期限のない証明書等を交付いたします。変更届の手続きは、5～6ページをご覧ください。

Q7. 通称名 での宣誓はできますか。

通称名での宣誓は可能です。


通称名で宣誓された場合は、証明書等の表面の氏名欄に通称名が表記され、裏面に戸籍上の氏名が併記されます。通称名で宣誓するときの必要書類は、3ページをご覧ください。なお、宣誓後に新たに通称名を使用する場合や通称名を変更する場合は、変更届の提出が必要です。変更届については、5～6ページをご覧ください。

Q8. 証明書等はすぐもらえますか。

宣誓書等の受理後、宣誓書等を確認し、10日程度で証明書等をご郵送いたします。なお、宣誓時の提出書類に不足等があった場合は、書類が揃ってからの交付となります。

Q9. 証明書等は再発行できますか。

紛失、き損などの場合に、再交付届等をご提出いただくと、再発行が可能です。再交付の手続きについては、5ページをご覧ください。



本人の了解を得ずに、公にしていけない性の在り方を第三者に伝えてしまうことをアウティングと言います。

アウティングは重大な人権侵害です。

本人の同意なくアウティングすることがないように、ご注意ください。



日野市パートナーシップ制度利用手引き

発行年月 令和5年〇月

発行 日野市企画部平和と人権課

東京都日野市多摩平2-9

多摩平の森ふれあい館2F

電話042-584-2733（直通）